

障害福祉サービスの定年負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス料に関わらず、それ以上の負担は生じません。

※負担上限月額はお互いの地域によって異なる場合があります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得税16万円(注2)未満) • ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注3)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1)3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入がおおむね300万円以下の世帯が対象となります。(注2)収入がおおむね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18・19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯